

## 2014年 年頭所感

日本小児科学会 会長 五十嵐 隆



新年、あけましておめでとうございます。日本小児科学会の活動に日頃から御協力をいただいている会員の皆様にこころから感謝申し上げます。

日本小児科学会の使命はわが国の小児科学と小児医療・保健を発展させることです。優れた医療は優れた研究によって裏打ちされます。今後、ますます会員の皆様には基礎研究・臨床研究の両面において活躍され、優れた研究成果を海外に向けて発信していただきたく存じます。

近年、学会が運営している専門医制度の見直し作業が（社）日本専門医制評価・認定機構を中心に行われています。その結果、「総合診療医」という新たな専門医制度が作られることが決まりました。今後、総合診療医がわが国の小児医療の一翼を担う時代が来ることが予想されます。こうした状況にあっても小児科医がその真価を発揮し自信を持って活躍するためには「小児科医は子どもの総合医である」という基本的姿勢を拠とすることが重要と考えます。小児科医はたとえ subspecialty の診療科の患者を多数診る仕事に就いている場合でも、例えば子どもの発達評価、感染症の診断治療、予防接種などに関する正しい知識と豊富な経験を有するべきで、臓器別でなく全人的に子どもの健康問題に対処できる力を備えていることが望まれます。なお、子どもとは従来のように15歳までの年齢を上限とするのではなく、今後は成人に至るまでの思春期・青年までを想定すべきと考えます。欧米の先進諸国では最近になって思春期という年齢層が10歳前後から21歳までの子どもを意味するようになってきており、小児科医がこれらの年齢層にある思春期の子どもの医療にも関わってきつつあります。

患者を全人的に診るというこれまで小児科医が重視してきた基本姿勢は正しく、今後も小児科医はその姿勢を堅持すべきと思います。日本小児科学会は小児科専門医取得のための研修年数を5年以上（初期臨床研修の2年間を含む）と定めています。一方、内科医の subspecialty の診療科への分化が進んだ結果、内科の中の他の subspecialty の疾患についての診療能力が低下している現状を憂慮した日本内科学会は昨年、内科専門医取得に必要な研修年数を3年に延長しました。

現在日本小児科学会は小児科専門医・専門医取得のためのインテンシブコースを開催し、毎回500名を超える会員の参加を得ています。また、日本小児科学会は指導医の育成を目指した小児科医のための臨床研修指導医講習会を年2回開催し、毎回42名前後の会員の参加を得ております。一方、これまで日本小児科学会は小児科医の基本である乳幼児健診の資質向上や予防接種の基本について、会員の技術を向上させるための教育活動をしてきませんでした。そこで、日本小児科学会は昨年から日本小児科医会、日本小児保健協会と協力して乳幼児健診に関する講習会を開始し、合計で400名を超える出席者を得ました。さらに、日本小児科学会が主催する思春期医学に関する講習会も平成26年度には第10回目を迎えます。日本小児科学会は、小児科医が子どもの総合診療医であるために必要な研修活動をさらに発展させる所存です。

昭和40年に制定された「母子保健法」により、わが国では妊産婦健診、乳幼児健診、予防接種などの

様々な母子保健対策が取られてきました。しかしながら、この法律がカバーするのは主に妊娠・出産する女性と、出生から小学校入学までの子どもまでです。次世代を担う子どもが健全に育成するためには、新生児、乳児、幼児だけでなく小学校入学後の学童、青年、若年成人までの人の健康・医療・福祉を支援する法律が是非とも必要です。一昨年から日本医師会が中心になって「成育基本法」を平成26年に制定させるための活動が行われてきました。この法律は、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに成長していくために、養育者、国、地方公共団体及び医療関係者の責務を明らかにし、子どもの健康を保持・増進するための施策を計画し、総合的に推進することを目的としています。「成育基本法」には、1) 次世代を担う成育過程にある者に対する生命・健康教育の充実、2) 社会、職場における子育て・女性のキャリア形成のための支援体制の構築、3) 周産期母子健康チェックと保健指導の充実、4) 周産期医療体制の充実、5) 養育者の育児への参画を支援する制度の充実、6) 国際標準を満たす予防接種体制の構築などの計画が盛り込まれる予定です。わが国の子どもの健全な育成と子育てを担う養育者を支援する「成育基本法」の成立に向けて、皆様の御支援をお願いする次第です。

東日本大震災から間もなく三年が過ぎようとしております。現在も多数の方が避難生活を余儀なくされています。また、放射線被ばくを受けて生活せざるを得ない子どもが多数おります。日本小児科学会は被災した地域の子どものこころの支援を行う医療関係者の交通費を援助したり、「郡山市子どもの心と体の育ち見守り事業」への支援を行っています。今後もこうした問題に対して関係機関と連携して対応してゆきます。

わが国の予防接種体制に少しずつ改善が見られています。日本小児科学会は学会が推奨する新たな予防接種スケジュールについて会員と国民に向けて公表しました。さらに、現在も定期接種になっていないムンプス、水痘、B型肝炎ウイルスなどのワクチンを定期接種にすること、混合ワクチン製剤を増やすこと、不活化ワクチンを続けて接種する場合の接種間隔の制限撤廃などを厚生労働省に働きかけました。自分の健康を守り、健康を増進するために、子どもが感染症や予防接種等の正しい知識を持つことができるように現行の学校教育を変える行動も取りたいと考えます。

日本小児科学会は園医、看護職、保育士を対象とする研修を行い、幼い子どもの成育環境を整備したいと考えます。会員の皆様には地域の保育施設の園医となって保育施設での子どもの保健・予防活動に御尽力いただきたく存じます。

成人に移行する慢性疾患を持つ子どもの治療・療育が様々な施設にて大きな問題になっています。昨年日本小児科学会は移行問題に関する答申案をまとめ学会ホームページに公表しました。会員の皆様の御意見をいただき、それを反映した最終答申を学会のホームページに公表しました。現在関連する成人への医療を提供する諸学会に呼びかけ、協力して対応できる体制を構築するための話し合いの場を検討中です。多くの医療施設では人工呼吸管理等の医療行為が必要なために長期入院したり、在宅医療を受ける慢性疾患の子どもが増加しています。障がいを持った子どもや青年が安心して在宅医療を受けるために必要な手厚い支援を得られる社会環境の整備も必要です。さらに、虐待やその他の理由で家族からの養育を受けられない子どもが増加しています。こうした子どもへの支援活動にも今後日本小児科学会が取り組む所存です。

日本小児科学会の様々な活動を推進するため、今後も日本小児保健協会、日本小児科医会、日本保育園保健協議会、日本小児外科学会などの関連学協会や日本小児科学会分科会、日本医師会との連携をさらに密にしたいと考えます。

会員の皆様には日本小児科学会の活動に一層の御理解と御支援をいただけるよう、こころよりお願い申し上げます。